

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

(本則)

○電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)【第一条関係】	1
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令(平成二十三年政令第三百六十二号)【第二条関係】	16
○予算決算及び会計令臨時特例(昭和二十一年勅令第五百五十八号)【第三条関係】	18
○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)【第四条関係】	19
○国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)【第五条関係】	20
○近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令(昭和四十年政令第五百五十七号)【第六条関係】	21
○都市緑地法施行令(昭和四十九年政令第三号)【第六条関係】	22
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令(平成三十年政令第三百八号)【第六条関係】	23
○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百十六号)【第七条関係】	24
○都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)【第八条関係】	25
○都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)【第九条関係】	27
○電源開発促進税法施行令(昭和四十九年政令第三百三十九号)【第十条関係】	28
○対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)【第十一条関係】	31
○投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)【第十二条関係】	32
○特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)【第十三条関係】	33
(附則)	
○ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)【附則第二項関係】	34
○熱供給事業法施行令(昭和四十七年政令第四百二十号)【附則第二項関係】	36
○特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)【附則第三項関係】	38

改正案	現行
<p>（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）</p> <p>第二条 小売電気事業者等（法第二条の第十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第四十五条第二項第一号において同じ。）は、法第二条の第十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額）</p> <p>第四条 法第二十八条の五十二第三項の政令で定める額は、千二百億円とする。</p> <p>（広域的運営推進機関債の債券）</p> <p>第五条 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）を発行する</p>	<p>（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）</p> <p>第二条 小売電気事業者等（法第二条の第十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第二十六条第二項第一号において同じ。）は、法第二条の第十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

ときは、当該機関債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第八条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機関債の債券を発行しなければならない。

2 前項の機関債の債券は、無記名式で利札付きのものとする。

（機関債の発行の方法）

第六条 機関債の発行は、募集の方法による。

（新設）

（募集機関債に関する事項の決定）

第七条 推進機関は、その発行する機関債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集機関債（当該募集に依りて当該機関債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機関債をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

（新設）

- 一 募集機関債の総額
- 二 各募集機関債の金額
- 三 募集機関債の利率
- 四 募集機関債の償還の方法及び期限
- 五 利息支払の方法及び期限
- 六 機関債の債券を発行するときは、その旨
- 七 各募集機関債と引換えに払い込む金銭の額
- 八 募集機関債と引換えにする金銭の払込みの期日
- 九 一定の日までに募集機関債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集機関債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日
- 十 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(募集機関債の申込み)

第八条 推進機関は、前条の募集に依じて募集機関債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならぬ。

- 一 募集機関債の名称
 - 二 当該募集に係る前条各号に掲げる事項
 - 三 機関債の債券を発行するときは、無記名式である旨
 - 四 引受けの申込みがあつた募集機関債の額が募集機関債の総額を超える場合の措置
 - 五 募集又は管理の委託を受けた者があるときは、その商号又は名称
 - 六 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨及び振替機関(社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。)
の商号
 - 七 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
- 2 | 前条の募集に依じて募集機関債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を推進機関に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする募集機関債の金額及び金額ごとの数
 - 三 社債等振替法の規定の適用がある機関債(第十条第二項において「振替機関債」という。)の募集に依じようとする者
については、自己のために開設された当該機関債の振替を行うための口座
- 3 | 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、経済産業省令で定めるところにより、推進機関の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経

(新設)

済産業省令で定めるものをいう。)により提供することができない。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 推進機関は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知しなければならない。

5 推進機関が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を推進機関に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)に宛てて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(募集機関債の割当て)

第九条 推進機関は、申込者の中から募集機関債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集機関債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、推進機関は、当該申込者に割り当てる募集機関債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 推進機関は、第七条第八号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集機関債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

(募集機関債の申込み及び割当てに関する特則)

第十条 前二条の規定は、地方公共団体が募集機関債を引き受ける場合又は募集機関債の募集の委託を受けた者が自ら募集機関債を引き受ける場合においては、その引き受ける部分について

(新設)

(新設)

は、適用しない。

2 前項の場合において、振替機関債を引き受ける地方公共団体又は振替機関債の募集の委託を受けた者は、その引受けの際に、第八条第二項第三号に掲げる事項を推進機関に示さなければならない。

(募集機関債の権利者)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集機関債の権利者となる。

- 一 申込者 推進機関の割り当てた募集機関債
- 二 募集機関債を引き受けた地方公共団体 当該地方公共団体が引き受けた募集機関債
- 三 募集機関債の募集の委託を受けた者で自ら募集機関債を引き受けたもの その者が引き受けた募集機関債

(機関債の債券の発行)

第十二条 推進機関は、機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債を発行した日以後遅滞なく、当該機関債の債券を発行しなければならない。

2 機関債の各債券には、第七条第二号から第五号まで並びに第八条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項並びに番号を記載し、推進機関の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(広域的運営推進機関債原簿)

第十三条 推進機関は、主たる事務所に広域的運営推進機関債原簿を備えて置かなければならない。

2 広域的運営推進機関債原簿には、次に掲げる事項を記載し、

(新設)

(新設)

(新設)

又は記録しなければならない。

一 第七条第三号から第六号までに掲げる事項その他の機関債の内容を特定するものとして経済産業省令で定める事項（次号において「種類」という。）

二 種類ごとの機関債の総額及び各機関債の金額

三 各機関債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日
四 機関債の債券を発行したときは、機関債の債券の番号、発行の日及び機関債の債券の数

五 第八条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

六 元利金の支払に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（機関債の債券を発行する場合の機関債の譲渡）

第十四条 機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債の譲渡は、当該機関債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

（権利の推定等）

第十五条 機関債の債券の占有者は、当該債券に係る機関債についての権利を適法に有するものと推定する。

2 機関債の債券の交付を受けた者は、当該債券に係る機関債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（機関債の債券を発行する場合の機関債の質入れ）

第十六条 機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債の質入れは、当該機関債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

（新設）

（新設）

（新設）

(機関債の質入れの対抗要件)

第十七条 機関債の債券を発行する旨の定めがある機関債の質権者は、継続して当該機関債に係る債券を占有しなければ、その質権をもつて推進機関その他の第三者に対抗することができない。

(新設)

(機関債の債券の喪失)

第十八条 機関債の債券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

(新設)

2 機関債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

(利札が欠けている場合における機関債の償還)

第十九条 推進機関は、債券が発行されている機関債をその償還

(新設)

の期限内に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される機関債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、推進機関に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

(機関債の償還請求権等の消滅時効)

第二十条 機関債の償還請求権は、これを行使することができる時から十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(新設)

2 機関債の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(機関債の発行の認可)

第二十一条 推進機関は、法第二十八条の五十二第一項の規定により機関債の発行の認可を受けようとするときは、機関債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 機関債の発行を必要とする理由

二 第七条第一号から第五号まで及び第七号並びに第八条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

三 機関債の募集の方法

四 機関債の発行に要する費用の概算額

五 前各号に掲げるもののほか、機関債の債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第八条第一項各号に掲げる事項を記載した書面

二 機関債の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 機関債の引受けの見込みを記載した書面

(経済産業省令への委任)

第二十二条 第五条から前条までに定めるもののほか、機関債に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二十三条 第二十五条 (略)

(新設)

(新設)

第四条 第六条 (略)

(あつせんに関する通知)

第二十六条 電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)は、当事者の一方から法第三十五条第一項の規定によるあつせんの申請(第三十五条において単に「あつせんの申請」という。)がなされたときは、その相手方に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2 (略)

第二十七条・第二十八条 (略)

(仲裁委員の選定等)

第二十九条 委員会は、法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請(第三十五条において単に「仲裁の申請」という。)があつたときは、当事者に対して前条の名簿の写しを送付しなければならない。

2・3 (略)

第三十条～第四十四条 (略)

(報告の徴収)

第四十五条 (略)

2 法第六十六条第三項の規定により経済産業大臣が報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三 (略)

四 配電事業者 次に掲げる事項

イ 配電事業の運営に関する事項

(あつせんに関する通知)

第七条 電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)は、当事者の一方から法第三十五条第一項の規定によるあつせんの申請(第十六条において単に「あつせんの申請」という。)がなされたときは、その相手方に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2 (略)

第八条・第九条 (略)

(仲裁委員の選定等)

第十条 委員会は、法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請(第十六条において単に「仲裁の申請」という。)があつたときは、当事者に対して前条の名簿の写しを送付しなければならない。

2・3 (略)

第十一条～第二十五条 (略)

(報告の徴収)

第二十六条 (略)

2 法第六十六条第三項の規定により経済産業大臣が報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三 (略)

(新設)

ロ 第二号ロに掲げる事項

ハ 配電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項（前項に規定する事項を除く。）

ニ 第二号ニに掲げる事項

五・六 (略)

七 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の運営に関する事項

3 法第六十六条第六項の規定により経済産業大臣が自家用電気工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第二十七条の三十三第一項に規定する事業の運営に関する事項

三・四 (略)

4・5 (略)

(権限の委任)

第四十六条 法第一百四十四条第一項の政令で定める規定は、法第二十条の十三及び第二条の十四（これらの規定を法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十条の十五（法第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第二条の十六（法第二十七条の二十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十八条第一項から第三項まで、第六項、第十一項及び第十二項（法第二十条第四項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条第二項及び第三項、第二十条の二第一項及び第三項、第二十一条第二項及び第三項、第二十二条第一項（法第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）

四・五 (略)

(新設)

3 法第六十六条第六項の規定により経済産業大臣が自家用電気工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第二十七条の三十第一項に規定する事業の運営に関する事項

三・四 (略)

4・5 (略)

(権限の委任)

第二十七条 法第一百四十四条第一項の政令で定める規定は、法第二十条の十三及び第二条の十四（これらの規定を法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十条の十五（法第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第二条の十六（法第二十七条の二十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十八条第一項から第三項まで、第六項、第十一項及び第十二項（法第二十条第四項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条第二項及び第三項、第二十一条第二項及び第三項、第二十二条第一項（法第二十七条の十二において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（法第二十七条の十二において準用する場合を含む。）

合を含む。)及び第二項(法第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十二條の二第一項(法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)並びに第二項及び第三項(これらの規定を法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十二條の三第一項(法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二項(法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。)及び第三項(法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十三條の二第一項、第二項及び第三項(これらの規定を法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。)、第四項並びに第五項及び第六項(これらの規定を法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十三條の二(法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十三條の三第一項(法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。)及び第二項(法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十三條の四第一項(法第二十七条の十二において読み替えて準用する場合及び法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十七條の二第一項(法第二十七条の十二、第二十七條の十二の十三及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七條の十、第二十七條の十一第二項から第四項まで、第二十七條の十一の二から第二十七條の十一の六まで、第二十七條の十二の十、第二十七條の十二の十一第二項から第四項まで、第二十七條の十二の十二第一項、第四項及び第五項、第二十七條の十四、第七章並びに第百三條の二第三項の規定とする。

2 法第百十四條第二項に規定する権限は、次に掲げるものを除

る場合を含む。)、第二十二條の二から第二十三條の三まで、第二十三條の四第一項(法第二十七条の十二において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十七條の二第一項(法第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七條の十、第二十七條の十一第二項から第四項まで、第二十七條の十一の二から第二十七條の十一の六まで、第二十七條の十四並びに第七章の規定とする。

2 法第百十四條第二項に規定する権限は、次に掲げるものを除

き、委員会が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第百六条第八項及び第七百七条第六項の規定による権限（法第二十八条の十四第一項、第二十八条の十五、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項から第三項まで、第二十八条の五十二第一項及び第六項並びに第二十八条の五十六の規定に関するものを除く。）

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十七号から第三十九号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第二条の十七第一項（法第二十七條の三十二において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項の規定に基づく権限	小売電気事業又は特定卸供給事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長
二 法第九条第二項（法第六条第二項第六号に掲げる事項の変更をした場合に限り、法第二十七條の十二及び第二十七條の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて行われる電気工作物に関する事項の変更に関する事項の範囲に限る。）	電気工作物に関する事項の変更が行われる場所を管轄する経済産業局長

き、委員会が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第百六条第八項及び第七百七条第六項の規定による権限（法第二十八条の十四第一項、第二十八条の十五、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項から第三項まで及び第二十八条の五十三の規定に関するものを除く。）

3 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第二十七号から第三十八号までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第二条の十七の規定に基づく権限	小売電気事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長
二 法第九条第二項（法第六条第二項第六号に掲げる事項の変更をした場合に限り、法第二十七條の十二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて行われる電気工作物に関する事項の変更に関するものに限る。）	電気工作物に関する事項の変更が行われる場所を管轄する経済産業局長

するものに限る。）

三 法第二十六条第二項（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限であつて、電圧に関するもの

四 法第二十七条第一項（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限

五〇十（略）

十一 法第二十七条の三十三第一項及び第四項から第六項までの規定に基づく権限であつて、供給する電力の容量が一万キロワット未満の事業に関するもの

十二〇二十六（略）

二十七 法第六十六条第三項及び第七百七条第二項の規定に基づく権限（法第百十四条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く

供給区域を管轄する経済産業局長

供給区域を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

（略）

供給する場所を管轄する経済産業局長

（略）

小売電気事業若しくは特定卸供給事業に係る業務を行う区域、供給区域

三 法第二十六条第二項の規定に基づく権限であつて、電圧に関するもの

四 法第二十七条第一項の規定に基づく権限

五〇十（略）

十一 法第二十七条の三十第一項及び第四項から第六項までの規定に基づく権限であつて、供給する電力の容量が一万キロワット未満の事業に関するもの

十二〇二十六（略）

二十七 法第六十六条第三項及び第七百七条第二項の規定に基づく権限（法第百十四条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く

供給区域を管轄する経済産業局長

供給区域を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

（略）

供給する場所を管轄する経済産業局長

（略）

小売電気事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点若しくは電気

)	二十八～三十一 (略)	供給地点若しくは電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所若しくはボイラー等若しくは格納容器等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長
三十二 法第六条第十三項及び第七十条第十項の規定に基づく権限(法第一百四十一条の規定により委員会に委任されたものを除く。)	(略)	特定計量(法第七十条の二第一項に規定する特定計量をいう。第三十八号において同じ。)
三十三～三十六 (略)	(略)	をする者の事業所を管轄する経済産業局長
三十七 法第七十条第八項の規定に基づく権限であつて、登録調査機関に関するもの	登録調査機関が調査する電気工作物の設置の場所を管	登録調査機関が調査する電気工作物の設置の場所を管

)	二十八～三十一 (略)	工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所若しくはボイラー等若しくは格納容器等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長
(新設)	(新設)	(新設)
三十二～三十五 (略)	(略)	(略)
三十六 法第七十条第七項の規定に基づく権限であつて、登録調査機関に関するもの	登録調査機関が調査する電気工作物の設置の場所を管	登録調査機関が調査する電気工作物の設置の場所を管

4

(略)

三十八 法第百十一条第一項及び第四項の規定に基づく権限並びに同条第五項の規定に基づく権限（同条第一項又は第四項の申出に係るものに限る。）

三十九 法第百十一条第三項の規定に基づく権限及び同条第五項の規定に基づく権限（同条第三項の申出に係るものに限る。）

轄する産業保安監督部長

小売電気事業若しくは特定卸供給事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点、電気工作物の設置の場所又は特定計量をする者の事業所を管轄する経済産業局長

登録調査機関が調査する電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

4

(略)

三十七 法第百十一条第一項の規定に基づく権限及び同条第三項の規定に基づく権限（同条第一項の申出に係るものに限る。）

三十八 法第百十一条の規定に基づく権限であつて、登録調査機関に関するもの

轄する産業保安監督部長

小売電気事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点又は電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長

登録調査機関が調査する電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 施行令</p> <p>（入札への参加に係る手数料の額）</p> <p>第一条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第七条第九項の政令で定める手数料の額は、法第六条の規定により提出する一の再生可能エネルギー発電事業計画につき九万円とする。</p> <p>（認定の協議の相手方）</p> <p>第二条 法第九条第五項の規定による協議は、同条第一項の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いた発電に利用されるバイオマス（法第二条第三項第五号に規定するバイオマスをいう。）が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める大臣にするものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項の規定は、法第十条第四項において準用する法第九条第五項の規定による協議について準用する。</p> <p>第三条 （権限の委任）（略）</p> <p>2 法第二十六条第一項又は第二項の規定により委員会に委任さ</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令</p> <p>（入札への参加に係る手数料の額）</p> <p>第一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第九項の政令で定める手数料の額は、法第六条の規定により提出する一の再生可能エネルギー発電事業計画につき九万円とする。</p> <p>（認定の協議の相手方）</p> <p>第二条 法第九条第四項の規定による協議は、同条第一項の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いた発電に利用されるバイオマス（法第二条第四項第五号に規定するバイオマスをいう。）が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める大臣にするものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項の規定は、法第十条第四項において準用する法第九条第四項の規定による協議について準用する。</p> <p>第三条 （権限の委任）（略）</p> <p>2 法第二十六条第一項又は第二項の規定により委員会に委任さ</p>

れた権限は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二
条第一項第九号に規定する一般送配電事業者若しくは同項第十
一号の三に規定する配電事業者の供給区域又は同項第十三号に
規定する特定送配電事業者の供給地点を管轄する経済産業局長
が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うこと
を妨げない。

第四条（略）

（削る）

れた権限は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二
条第一項第九号に規定する一般送配電事業者の供給区域又は同
項第十三号に規定する特定送配電事業者の供給地点を管轄する
経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権
限を行うことを妨げない。

第四条（略）

（費用負担調整機関としての指定を受けることができる法人）
第五条 法第五十五条第一項の政令で定める法人は、株式会社と
する。

○予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）

【第三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十二條の規定により、次に掲げる経費について、概算払をすることができる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者又は同項第十三号に規定する特定送配電事業者に行わせる電気供給設備（国の施設となるものを除く。）の工事に要する経費</p>	<p>第三条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十二條の規定により、次に掲げる経費について、概算払をすることができる。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第一項第九号に規定する一般送配電事業者又は同項第十三号に規定する特定送配電事業者に行わせる電気供給設備（国の施設となるものを除く。）の工事に要する経費</p>

改正案	現行
<p>（占用の期間に関する基準）</p> <p>第九条 法第三十二条第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。</p> <p>一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ハ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電柱又は電線（同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第十五号の四に規定する特定卸給事業者を除く。）がその事業の用に供するものに限る。）</p> <p>ト チ （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（占用の期間に関する基準）</p> <p>第九条 法第三十二条第二号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。</p> <p>一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ハ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電柱又は電線（同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに限る。）</p> <p>ト チ （略）</p> <p>二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（納税義務の成立時期の特例）</p> <p>第五条 法第十五条第二項（納税義務の成立時期）に規定する政令で定める国税は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十号までにおいて、附帯税を除く。）とし、同項に規定する政令で定める時は、それぞれ当該各号に定める時とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 一般送配電事業者等（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第二号（定義）に規定する一般送配電事業者等をいう。）が自ら使用した電気に対する電源開発促進税 同法第七条第二項（課税標準及び税額の申告）の計量の基礎となる期間の経過する時</p> <p>十一（略）</p>	<p>（納税義務の成立時期の特例）</p> <p>第五条 法第十五条第二項（納税義務の成立時期）に規定する政令で定める国税は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十号までにおいて、附帯税を除く。）とし、同項に規定する政令で定める時は、それぞれ当該各号に定める時とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 一般送配電事業者（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第二号（定義）に規定する一般送配電事業者をいう。）が自ら使用した電気に対する電源開発促進税 同法第七条第二項（課税標準及び税額の申告）の計量の基礎となる期間の経過する時</p> <p>十一（略）</p>

○近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）

【第六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（製造業、運送業、倉庫業その他の事業の指定）</p> <p>第九条 法第四十五条第一項の政令で定める製造業、運送業、倉庫業その他の事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業</p> <p>九 （略）</p>	<p>（製造業、運送業、倉庫業その他の事業の指定）</p> <p>第九条 法第四十五条第一項の政令で定める製造業、運送業、倉庫業その他の事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業</p> <p>九 （略）</p>

改正案	現行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜二十七（略）</p> <p>二十八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>二十九〜三十九（略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜二十七（略）</p> <p>二十八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>二十九〜三十九（略）</p>

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）【第六条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地収用法第三条各号に掲げるもののうち地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資するもの）</p> <p>第四条 法第二条第三項第九号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物</p> <p>十一〜十六 （略）</p>	<p>（土地収用法第三条各号に掲げるもののうち地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資するもの）</p> <p>第四条 法第二条第三項第九号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物</p> <p>十一〜十六 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（免許等の範囲）</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)口、(六)口若しくは(四)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第八十七号の二、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(五)を除く。)、第一百二号(三)を除く。)、第一百三号、第一百四号(一)から(九)まで、第一百八号から第一百十二号まで、第一百十七号の二、第二十号、第二十一号、第二十二号から第二十六号まで、第二十八号から第三十五号まで又は第三十七号から第四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明（同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第六号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権の設定の登録に限る。）とする。</p>	<p>（免許等の範囲）</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)口、(六)口若しくは(四)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第八十七号の二、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(五)を除く。)、第一百二号(三)を除く。)、第一百三号、第一百四号(一)から(七)まで、第一百八号から第一百十二号まで、第一百十七号の二、第二十号、第二十一号、第二十二号から第二十六号まで、第二十八号から第三十五号まで又は第三十七号から第四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明（同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第六号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権の設定の登録に限る。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（特定工作物）</p> <p>第一条 都市計画法（以下「法」という。）第四条第十一項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六条第一項の表の危険物品の種類に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油・パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第二号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するものを除く。）</p>	<p>（特定工作物）</p> <p>第一条 都市計画法（以下「法」という。）第四条第十一項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六条第一項の表の危険物品の種類に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油・パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第二号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するものを除く。）</p>

2 (略)

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〜十三 (略)

十四 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気事業(同項第二号に規定する小売電気事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業を除く。)の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物(同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。)を設置する施設である建築物

十五〜三十一 (略)

(開発行為を行うについて協議すべき者)

第二十三条 開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者(開発区域の面積が四十ヘクタール未満の開発行為にあつては、第三号及び第四号に掲げる者を除く。)と協議しなければならぬ。

一・二 (略)

三 当該開発区域を供給区域に含む電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十一号の三に規定する配電事業者並びにガス事業法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者

四 (略)

2 (略)

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〜十三 (略)

十四 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気事業(同項第二号に規定する小売電気事業を除く。)の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物(同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。)を設置する施設である建築物

十五〜三十一 (略)

(開発行為を行うについて協議すべき者)

第二十三条 開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者(開発区域の面積が四十ヘクタール未満の開発行為にあつては、第三号及び第四号に掲げる者を除く。)と協議しなければならぬ。

一・二 (略)

三 当該開発区域を供給区域に含む電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及びガス事業法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者

四 (略)

改正案	現行
<p>（再開発事業計画の認定申請について協議すべき者）</p> <p>第四十六条の十七 再開発事業を実施する土地の区域（以下この条において「再開発事業区域」という。）の面積が二十ヘクタール以上の再開発事業について法第二百二十九条の二第一項の再開発事業計画の認定を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者（再開発事業区域の面積が四十ヘクタール未満の再開発事業にあつては、第二号及び第三号に掲げる者を除く。）と協議しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該再開発事業区域を供給区域に含む電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十一号の三に規定する配電事業者並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者</p> <p>三 （略）</p>	<p>（再開発事業計画の認定申請について協議すべき者）</p> <p>第四十六条の十七 再開発事業を実施する土地の区域（以下この条において「再開発事業区域」という。）の面積が二十ヘクタール以上の再開発事業について法第二百二十九条の二第一項の再開発事業計画の認定を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者（再開発事業区域の面積が四十ヘクタール未満の再開発事業にあつては、第二号及び第三号に掲げる者を除く。）と協議しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該再開発事業区域を供給区域に含む電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者</p> <p>三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「一般送配電事業等」、「一般送配電事業者等」又は「販売電気」とは、それぞれ電源開発促進税法（以下「法」という。）第二条に規定する一般送配電事業等、一般送配電事業者等又は販売電気をいう。</p> <p>（定額料金制の販売電気の電力量）</p> <p>第二条 一般送配電事業者等の販売電気でその料金が定額をもつて定められているものうち、当該販売電気の電力量を計量するための電力量計が設けられていないものの電力量は、当該販売電気の供給に係る契約の種類ごとに、当該契約に基づき通常使用される電気の需要設備の電力の容量及び当該需要設備の用途、その設置の場所その他の事情を勘案して算定される当該需要設備の使用時間を基礎として計算するものとする。</p> <p>（一般送配電事業者等が自ら使用した電気の電力量）</p> <p>第四条 法第七条第一項第二号に掲げる電力量として政令で定めるところにより計量した電力量は、毎月の計量日（この項の規定により電力量を計量する日をいう。以下同じ。）において、一般送配電事業者等の発電所、営業所、事務所その他の場所における電気の需要設備（発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備及び当該設備の運転に直接必要な設備を除く。）において前回の計量日における計量の時（新たに使用を開始した当該需</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「一般送配電事業」、「一般送配電事業者」又は「販売電気」とは、それぞれ電源開発促進税法（以下「法」という。）第二条に規定する一般送配電事業、一般送配電事業者又は販売電気をいう。</p> <p>（定額料金制の販売電気の電力量）</p> <p>第二条 一般送配電事業者の販売電気でその料金が定額をもつて定められているものうち、当該販売電気の電力量を計量するための電力量計が設けられていないものの電力量は、当該販売電気の供給に係る契約の種類ごとに、当該契約に基づき通常使用される電気の需要設備の電力の容量及び当該需要設備の用途、その設置の場所その他の事情を勘案して算定される当該需要設備の使用時間を基礎として計算するものとする。</p> <p>（一般送配電事業者が自ら使用した電気の電力量）</p> <p>第四条 法第七条第一項第二号に掲げる電力量として政令で定めるところにより計量した電力量は、毎月の計量日（この項の規定により電力量を計量する日をいう。以下同じ。）において、一般送配電事業者の発電所、営業所、事務所その他の場所における電気の需要設備（発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備及び当該設備の運転に直接必要な設備を除く。）において前回の計量日における計量の時（新たに使用を開始した当該需</p>

要設備において使用した電気に係る電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を最初に計量する場合にあつては、当該需要設備において最初に電気の使用を開始する時とし、当該需要設備において使用した電気に係る前月分の電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を次項の規定により計算している場合にあつては、当該電力量の計算期間の終了の日の経過する時とする。)

から当該毎月の計量日における計量の時までの間に使用した電気につき、当該電気の電力量を計量するために設けられた電力量計により計量した電力量とする。

2・3 (略)

(一般送配電事業等の開廃等の届出)

第五条 法第九条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した書面をもつてしなければならない。

一 (略)

二 一般送配電事業等の開始若しくは廃止若しくは一般送配電事業等の許可の取消しの年月日又は一般送配電事業等の休止の期間

2 (略)

3 法第九条第二項前段の届出の書面には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 届出者によりその地位を承継された一般送配電事業者等の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 (略)

(記帳義務)

設備において使用した電気に係る電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を最初に計量する場合にあつては、当該需要設備において最初に電気の使用を開始する時とし、当該需要設備において使用した電気に係る前月分の電源開発促進税の計算の基礎となる電力量を次項の規定により計算している場合にあつては、当該電力量の計算期間の終了の日の経過する時とする。)

から当該毎月の計量日における計量の時までの間に使用した電気につき、当該電気の電力量を計量するために設けられた電力量計により計量した電力量とする。

2・3 (略)

(一般送配電事業の開廃等の届出)

第五条 法第九条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した書面をもつてしなければならない。

一 (略)

二 一般送配電事業の開廃若しくは廃止若しくは一般送配電事業の許可の取消しの年月日又は一般送配電事業の休止の期間

2 (略)

3 法第九条第二項前段の届出の書面には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 届出者によりその地位を承継された一般送配電事業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 (略)

(記帳義務)

第六条 一般送配電事業者等は、帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 (略)

第六条 一般送配電事業者は、帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 (略)

○対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）【第十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～12（略）</p> <p>13 法第二十六条第二項第六号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下この項及び第七条第二号において「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業及び同項第十一号の二に規定する配電事業</p> <p>五～七（略）</p> <p>14～19（略）</p>	<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～12（略）</p> <p>13 法第二十六条第二項第六号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下この項及び第七条第二号において「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業及び同項第十号に規定する送電事業</p> <p>五～七（略）</p> <p>14～19（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）</p> <p>十二 （略）</p>	<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）</p> <p>十二 （略）</p>

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）【第十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>256（略）</p> <p>7 法八十五条第三項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一57（略）</p> <p>八 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）<u>第二条の二第二項又は第十五条の二第一項の規定による交付金の交付に要する費用に係る補助金の交付</u></p> <p>九511（略）</p> <p>8・9（略）</p>	<p>（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>256（略）</p> <p>7 法八十五条第三項第一号ホに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一57（略）</p> <p>八 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）<u>第二十八条第一項に規定する交付金の交付に要する費用に係る補助金の交付</u></u></p> <p>九511（略）</p> <p>8・9（略）</p>

改正案

第二十六条第一項	法第三十五条第一項	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七條第一項
第二十六条第二項	法第三十五条第二項	ガス事業法第七條第二項において準用する法第三十五条第二項
第二十八条	法第三十六条第三項	ガス事業法第七條第四項において準用する法第三十六条第三項
第二十九条第一	法第三十六条第一項	ガス事業法第七條

（電気事業法施行令の準用）
 第九条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第二十六條から第三十五條までの規定は、法第七條第一項のあつせん及び同條第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

現行

第七條第一項	法第三十五條第一項	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七條第一項
第七條第二項	法第三十五條第二項	ガス事業法第七條第二項において準用する法第三十五條第二項
第九條	法第三十六條第三項	ガス事業法第七條第四項において準用する法第三十六條第三項
第十條第一項	法第三十六條第一項	ガス事業法第七條

（電気事業法施行令の準用）
 第九条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第七條から第十六條までの規定は、法第七條第一項のあつせん及び同條第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項	第三十条	項
	法第三十六条第三項 ただし書	
第三十一条第二項	法第三十六条第三項	条第三項
	ガス事業法第百七 条第四項において 準用する法第三十 六条第三項ただし 書	
法第三十六条第三項	ガス事業法第百七 条第四項において 準用する法第三十 六条第三項	

	第十一条	
	法第三十六条第三項 ただし書	
第十二条第二項	法第三十六条第三項	条第三項
	ガス事業法第百七 条第四項において 準用する法第三十 六条第三項ただし 書	
法第三十六条第三項	ガス事業法第百七 条第四項において 準用する法第三十 六条第三項	

改正案

（電気事業法施行令の準用）
 第五条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第二十六
 六条から第三十五条までの規定は、法第十九条の二第一項のあ
 つせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合にお
 いて、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる
 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと
 する。

第二十六条第一項	法第三十五条第一項	熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の二第一項
第二十六条第二項	法第三十五条第二項	熱供給事業法第十九条の二第二項において準用する法第三十五条第二項
第二十八条	法第三十六条第三項	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項
第二十九条第一項	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十

現行

（電気事業法施行令の準用）
 第五条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第七
 七条から第十六条までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん
 及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、
 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は
 、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項	法第三十五条第一項	熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の二第一項
第七条第二項	法第三十五条第二項	熱供給事業法第十九条の二第二項において準用する法第三十五条第二項
第九条	法第三十六条第三項	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項
第十条第一項	法第三十六条第一項	熱供給事業法第十

項	第三十条	九条の二第三項
	法第三十六条第三項 ただし書	
第三十一条第二項	法第三十六条第三項	熱供給事業法第九 条の二第四項に おいて準用する法 第三十六条第三項 ただし書

項	第十一条	九条の二第三項
	法第三十六条第三項 ただし書	
第十二条第二項	法第三十六条第三項	熱供給事業法第九 条の二第四項に おいて準用する法 第三十六条第三項 ただし書

改正案	現行
<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第八条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）<u>第三十六条</u>第一項第七号</p> <p>十（略）</p>	<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第八条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）<u>第十七条</u>第一項第七号</p> <p>十（略）</p>